

平成16年（行ウ）第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 市民オンブズパーソン栃木 外20名
被告 栃木県知事 福田富一

準備書面 3

2005（平成17）年9月8日

宇都宮地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人	弁護士	大	木	一
同	同	米	田	軍
同	同	山	口	益
同	同	須	藤	
同	同	若	狭	昌



原告らは、被告に対し、下記の事項について、釈明を求める。

記

第1 八ツ場ダム治水関係負担金について

- 1 栃木県が、八ツ場ダム治水関係負担金として、9億円～被告の主張では約10億円（被告第1準備書面1の9頁6行目）を負担する根拠が、河川法第63条第1項であることに争いはない。
- 2 同条項は、「国土交通大臣が行なう河川の管理により、第60条第1項の

規定（都道府県の区域内における一級河川の管理に関する費用負担）により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。」というものであり、同条項による負担は、①「著しい利益」を受ける場合に、②「その受益の限度」において認められるに過ぎない。従って、この要件を欠く費用負担は違法である。

- 3 河川は上流から河口に至るまで連続した一の水系を成し、その管理も水系を一貫して行なわれるべきものであるので、ある都府県の区域内における河川の管理により、他の都府県が多かれ少なかれ利益を受けるのは当然予想されるところであり、多少とも利益があれば常に本条の負担金を課することとするのは、本法において河川の管理のための費用負担の体系を定めた趣旨に反するものであるから、この「著しい利益」とは、他の都府県が一般的に受ける利益を超える特別の利益でなければならない（大成出版社・河川法研究会編著「河川法解説」第1版325～326頁）。
- 4 原告らは、訴状でも指摘したとおり、八ツ場ダムの八斗島地点における基本高水流量は、合理的根拠に基づかず、過大であり、八ツ場は不要であると考えられるものである（訴状18～20頁）が、その点を一先ずおくとしても、利根川本川は栃木県の県境から最も近い地点でも数5kmも離れた地点を流れているのであるから、栃木県が、八ツ場ダムによって治水上の利益を受けることなどあり得ない。ましてや、「著しい利益」を受けることなど考えられない。
- 5 ところが、栃木県は、国土交通大臣の「著しい利益」を受けている、その「受益の限度」は9億円であるとの意見に従って、その費用負担に応じているのである。
- 6 よって、以下の事項について明らかにされたい。
 - (1) 八ツ場ダムによって、栃木県が受ける治水上の「著しい利益」とは何か具体的に明らかにするとともに、その「受益の限度」が9億円であることの根拠も同様に明らかにされたい。
 - (2) 国土交通大臣から費用負担について意見を求められた際、栃木県は、

どのような検討を行ったのか明らかにされたい。

第2 思川開発事業治水関係負担金について

- 1 栃木県は、思川開発事業治水関係負担金として、水資源機構法第21条第3項、同法施行令第22条に基づき130億円を負担することに争いはない（被告第1準備書面1の9頁4行目）。
- 2 同施行令第22条第1項は、「法第21条第3項の規定により同条1項の交付金の一部を負担する都道府県は、当該交付金にかかる特定施設の新築又改築で治水関係用途に係るものにより利益を受ける都道府県とする。」として、治水関係負担金の要件として、「治水関係用途に係るものにより利益を受ける」ことを要件としている。
- 3 しかし、訴状でも指摘したとおり、思川開発事業の中核である南摩ダムが建設される南摩川は、流水部分の幅が1m程度の小河川であり、南摩ダムの集水面積は12km²に過ぎない（訴状3頁）上、思川の洪水の影響は渡良瀬遊水地でゼロにする計画となっている（訴状20頁）のであるから、南摩ダムの新築によって、栃木県が「治水関係用途に係るものにより利益を受ける」とは考えられない。
- 4 ところが、栃木県は、国土交通大臣が定める納付方法に従い（同施行令第25条第4項）、「治水関係用途に係るものにより利益を受ける」として、130億円もの費用負担に依拠しているのである。
- 5 よって、以下の事項について明らかにされたい。
 - (1) 思川開発事業によって、栃木県が受ける「治水関係用途に係るものによる利益」とは何か具体的に明らかにされたい。
 - (2) 前記(1)の利益の存否及びその負担額が130億円であることについて、栃木県はどのような検討を行ったのか明らかにされたい。

第3 湯西川ダム治水関係負担金について

- 1 栃木県が、湯西川ダム治水関係負担金として、河川法第60条第1項に基づき、103億円～被告の主張では約101億円（被告第1準備書面1の9頁5行目）を負担することになっている。

- 2 鬼怒川水系の治水計画は、1973年3月に改正された利根川水系工事实施基本計画では、基準点石井における基本高水のピーク流量を8800 m³/Sとし、五十里ダム、川俣ダム及び川治ダムの3ダムによって2600 m³/Sを調節し、計画高水流量を6200 m³/Sとすることとされ、以後、この計画によっていたが、1992年改正の工事实施基本計画によって、突然、湯西川ダムが同計画に位置づけられることになり（被告第1準備書面4頁1～2行目）、以後、これが維持され現在に至っている。
- 3 しかし、1992年以降の工事实施基本計画でも、基準点石井における基本高水のピーク流量は8800 m³/S、湯西川ダムを含めた上流ダム群による調節は2600 m³/S、河道配分は6200 m³/Sとすることに変化はないのであり、治水計画上、湯西川ダムが必要であったのか甚だ疑問である。
- 4 訴状でも指摘したとおり、利水上の観点から湯西川ダム計画が浮上したため、急遽、同ダムが治水上も必要であるかのように、治水計画を書き換えたものなのであり（訴状21頁）、湯西川ダムの治水上の必要性は認められない。
- 5 にもかかわらず、栃木県は、河川法第60条第1項に基づき、103億円もの費用負担に応じているのである。
- 6 よって、以下の事項について明らかにされたい。
 - (1) 湯西川ダムによって、栃木県はどのような治水上の利益を受けるのか具体的に明らかにされたい。
 - (2) 前記(1)の利益の存否及びその負担額が103億円であることについて、栃木県はどのような検討を行ったのか明らかにされたい。

第4 思川開発事業利水関係負担金について

- 1 栃木県は、思川開発事業による新規利水分3.202 m³/Sうち0.821 m³/Sの配分を受ける権利（これを便宜上水源確保権と呼ぶことについては、準備書面2参照）の対価として、86億円を負担することになっている。
- 2 そこで、以下の事項について明らかにされたい。

- (1) 栃木県は、利水面において、思川開発事業に参加するに当たって、どのような検討を行なったのか明らかにされたい。
- (2) また、栃木県が、思川開発事業によって、 $0.821 \text{ m}^3/\text{S}$ の水源を確保することとした理由を具体的に明らかにされたい。
- (3) 前記1の水源確保権の対価が86億円で妥当かどうかについて、栃木県はどのような検討を行ったのか明らかにされたい。
- (4) 思川開発事業に参加することによって、栃木県が支出することになる予定の費用は、直接の対価である約86億円の外、水特法に基づく負担金及び基金事業の負担金等の直接の負担金、並びに、取水、導水、浄水、配水等の関連施設整備に要する費用が必要となるが、これらを併せた費用の総額はどの程度の額になるのか明らかにされたい。